

ID: 33

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町行政財産使用料条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第66号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第5条 町長は、詐欺その他不正の行為によりこの条例に定める使用料の徴収を免がれた者に対し、徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日